

“ふじのくに”のフロンティアを拓く地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 フロンティアを拓く取組を推進するための総合特区の運営調整を行うことを目的とし、“ふじのくに”のフロンティアを拓く地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合特区の指定申請の際の協議に関すること。
- (2) 総合特区指定後の協議に関すること。
 - ア 国と地方の協議会における協議への対応に関すること。
 - イ 総合特区計画の作成・変更に向けた協議に関すること。
- (3) その他、総合特区の推進のために必要な協議に関すること。

(組織)

第3条 地域協議会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 会長は、静岡県副知事をもって充てる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、会長は、必要に応じ会員を追加することができる。

(会議)

第4条 地域協議会は、会長が必要に応じて招集し、主宰する。なお、地域協議会は公開を原則とする。

(ワーキンググループ)

第5条 地域協議会に、その所掌事務を円滑に運営するため、ワーキンググループを置く。

(ワーキンググループの構成)

第6条 メンバーは、地域協議会の会員の指定した者をもって充てる。

- 2 ワーキンググループにワーキンググループ長を置き、ワーキンググループ長に静岡県総務部地域振興課フロンティア推進室長をもって充てる。
- 3 ワーキンググループ長は、ワーキンググループを主宰する。
- 4 ワーキンググループ長は、必要があると認めるときは、第1項の規定によるメンバー以外の者を加えることができる。

(ワーキンググループの会議等)

第7条 ワーキンググループは、ワーキンググループ長が必要に応じて招集する。

2 ワーキンググループ長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループにメンバー以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 地域協議会及びワーキンググループの庶務は、静岡県総務部地域振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

所 属	役 職
静岡県	副知事
静岡県総務部	総務部長
公益社団法人静岡県観光協会	専務理事
一般財団法人静岡県銀行協会	専務理事
静岡県漁業協同組合連合会	代表理事専務
一般社団法人静岡県経営者協会	専務理事
一般社団法人静岡県商工会議所連合会	専務理事・事務局長
静岡県商工会連合会	専務理事
一般社団法人静岡県信用金庫協会	常務理事
静岡県信用保証協会	専務理事
静岡県森林組合連合会	代表理事常務
静岡県倉庫協会	理事・業務委員会副委員長
静岡県中小企業団体中央会	専務理事
一般社団法人静岡県トラック協会	専務理事
静岡県農業協同組合中央会	専務理事
ふじのくに美しく品格のある邑づくり連合	会長
清水農業協同組合	営農経済部長
中日本高速道路株式会社東京支社	総務企画部長
株式会社みずほ銀行	静岡法人部長
株式会社三菱UFJ銀行	コーポレート情報営業部長
株式会社三井住友銀行	静岡法人営業部長
株式会社静岡銀行	営業戦略部支店サポートグループ長
スルガ銀行株式会社	法人営業推進室長
株式会社清水銀行	ソリューション営業部執行役員部長
株式会社静岡中央銀行	営業推進部長
しずおか焼津信用金庫	お客様サポート部長
静岡信用金庫	経営相談部長
浜松磐田信用金庫	理事・ファイナンス支援部長
沼津信用金庫	地域創生部長
三島信用金庫	元気創造部長
富士宮信用金庫	ビジネスサポート部長
島田掛川信用金庫	常務理事
富士信用金庫	業務部長
遠州信用金庫	常務理事
株式会社商工組合中央金庫	静岡支店長
静岡県信用農業協同組合連合会	常務理事
富士伊豆農業協同組合	常務理事
大井川農業協同組合	常務理事
遠州中央農業協同組合	常務理事

株式会社日本政策投資銀行	東海支店長
静岡市	副市長
浜松市	副市長
沼津市	副市長
熱海市	副市長
三島市	副市長
富士宮市	副市長
伊東市	副市長
島田市	副市長
富士市	副市長
磐田市	副市長
焼津市	副市長
掛川市	副市長
藤枝市	副市長
御殿場市	副市長
袋井市	副市長
下田市	副市長
裾野市	副市長
湖西市	副市長
伊豆市	副市長
御前崎市	副市長
菊川市	副市長
伊豆の国市	副市長
牧之原市	副市長
東伊豆町	副町長
河津町	副町長
南伊豆町	副町長
松崎町	副町長
西伊豆町	副町長
函南町	副町長
清水町	副町長
長泉町	副町長
小山町	副町長
吉田町	副町長
川根本町	副町長
森町	副町長